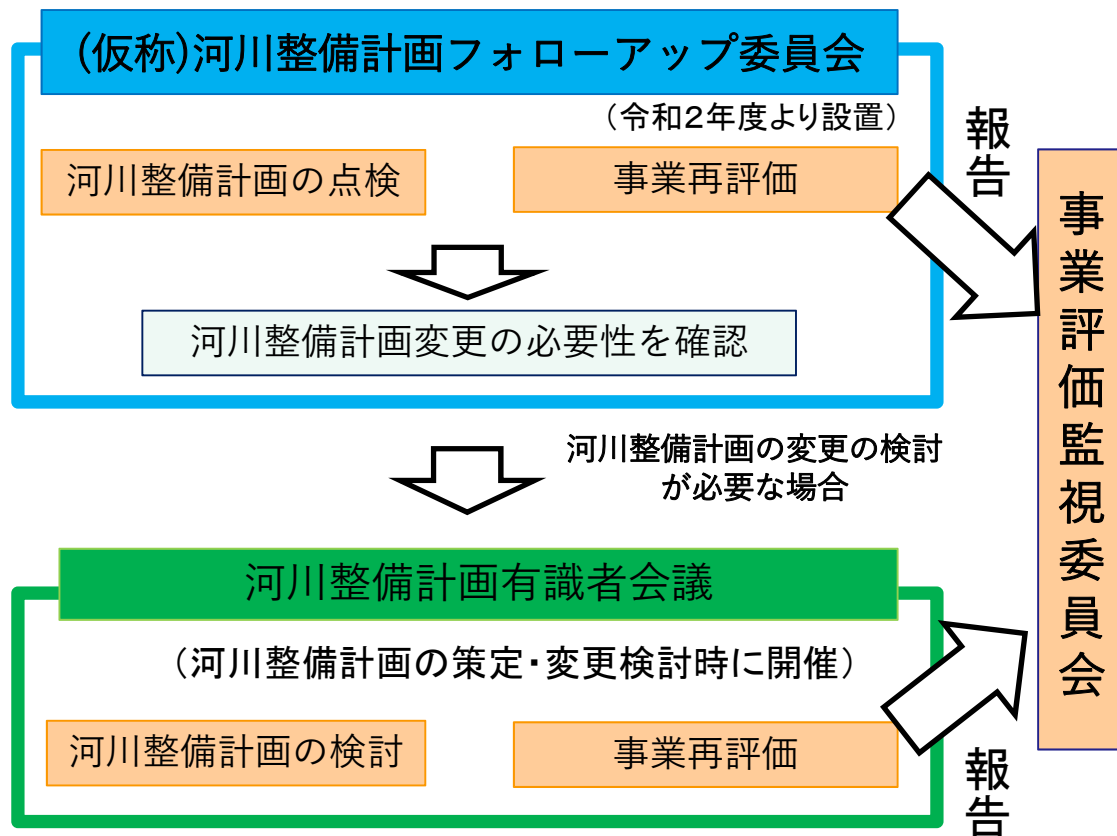


令和2年度からの河川事業の事業再評価について

資料-1

R2年度から、河川及びダム事業の事業再評価についてはフォローアップ委員会で審議を行い、その結果を事業評価監視委員会の中で報告する。



※国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第6 事業評価監視委員会

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱
河川事業、ダム事業について、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、**事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行う**ものとする。

※河川及びダム事業の再評価実施要領細目

第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を**事業評価監視委員会に報告**するものとする。

河川整備計画の点検

- 1.点検は、事業再評価の実施時期等を勘案して実施
- 2.必要に応じて河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く
- 3.手続きは、変更の内容に応じて、策定時に比べて迅速化、簡素化を図るなど適切に行う

・流域の社会情勢の変化・地域の意向・事業の進捗状況
・事業の進捗の見通し・河川整備に関する新たな視点

※「河川整備計画の点検及び変更について」H25.2.25付事務連絡より